

団体用

団体割引  
20%適用

# がん保険のご案内

(1年契約用)

ご提出締切日 平成 30 年 8 月 3 日 (金)

保険期間 平成 30 年 9 月 1 日 午後 4 時から 1 年間

注:がん保険の保険期間について、初年度のみ 90 日間の待機期間がございます。また、がん保険は保険期間の中途でのご加入はできません。

- 団体契約は一般契約でご加入されるより保険料が **20%\*** お得です!
- 保険料は毎月の口座からの引去りとなりますので、ご加入時に現金は必要ありません!
- 加入手続きはカンタン! (医師の診査は不要! 告知のみで OK!)
- 基本プランは「本人型」「夫婦型」「家族型」から選択できます!
- 女性プランは“乳がん”“子宮がん”など女性特有のがんを手厚く補償するプランです!

※団体契約はご加入される人数により該当の団体割引が適用されます。

この団体契約は、前年度の被保険者(保険の補償を受けられる方)数が 1000 名以上であったことにより、20%の団体割引を適用しています。

今年度の被保険者数が 1000 名に満たなかった場合には翌年度の保険料が変更となります。

※また、今年度は損害率による割引の適用はありませんので保険料が変更となっています。

※この保険は更新型で、継続時の年齢により保険料が変更になりますので、ご了承ください。



## 今回ご案内するがん保険の制度は

農林水産省職員生活協同組合を保険契約者、その構成員およびご家族のみなさまを被保険者(保険の補償を受けられる方)とする団体契約です。(農林水産省職員生活協同組合の構成員およびご家族のみなさま以外はこの制度に加入することができません。)

農林水産省職員生活協同組合は、構成員のみなさまに本制度をご案内し、ご加入を希望される方からの加入依頼書を取りまとめて引受保険会社(共栄火災海上保険株式会社)との間で保険契約を締結いたします。

農林水産省職員生活協同組合を脱退される場合には、この団体契約からも脱退の手続きが必要となります。脱退後、他の保険契約にご加入される場合は、保険料および払込方法などが変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

### ■継続契約について

保険期間の満了する日の属する月の前月 8 日までに継続しない旨のお申し出がない限り、保険契約は継続前の契約と同一の補償内容で自動的に継続します。ただし、被保険者数による団体割引率の変更や商品内容の改定などにより、継続契約の内容が変更となる場合はあらためてご案内します。なお、継続契約の保険期間の開始日において被保険者の年齢が満 65 歳以上になったときは別途お申し出ください。

# がん保険

わずかな保険料で“がん”の治療を手厚くサポート

- “がん”と診断されたらがん診断保険金をお支払いします。
- がん入院保険金は治療に専念していただくため、退院まで何日でもお支払いします。
- “がん”で20日以上継続して入院し、無事退院された場合に、がん退院後療養保険金をお支払いします。
- 万一、“がん”でお亡くなりになった時にも葬祭費用をお支払いします。
- 「悪性新生物」と診断された場合、悪性新生物診断保険金をお支払いします。
- ご加入に際しては、医師の診査は不要です（健康状態に関する告知書をご提出いただきます。）。
- 上皮内がん（初期のがん）や白血病も補償されます。（ただし、上皮内がんの場合、悪性新生物診断保険金はお支払いの対象外となります。）
- 全額自己負担となる先進医療費を1回につき500万円まで、何回でも補償します。

※被保険者（保険の補償を受けられる方）の健康状態の告知が必要となります。告知結果によってはお引受けをお断りさせていただくことがあります。

※初年度については保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日がこの保険の責任開始日となるため、初年度と継続年度の保険料は異なります。

## お支払いする保険金の種類

詳細は差込版「保険金のお支払いについて」をご確認ください。

- がん診断保険金**…がんと診断確定されたとき、入院の有無にかかわらず一時金としてお支払いします。
- がん入院保険金**…がんで入院されたとき、入院1日目から何日でもお支払いします。
- がん手術保険金**…がんで手術を受けられたとき、手術の種類に応じてお支払いします。
- がん放射線治療保険金**…がんと診断確定され、その治療を直接の目的として、放射線治療を受けられたときにお支払いします。
- がん退院後療養保険金**…がんで20日以上継続して入院され、無事退院されたときにお支払いします。
- がん通院保険金**…がんで入院された場合で、入院前および退院後に通院されたときにお支払いします。（がん通院保険金の支払事由変更に関する特約付帯）
- がん特定手術保険金**…がんで所定のがん特定手術を受けられたとき、1回につきお支払いします。
- がん葬祭費用保険金**…診断確定されたがんにより死亡され、ご親族が葬祭費用を負担されたときにお支払いします。
- がん先進医療保険金**…がんの治療を直接の目的とし、日本国内で先進医療による療養を受けられたとき、先進医療にかかわる技術料を保険金としてお支払いします。  
また、がん先進医療保険金が支払われるときに、がん先進医療一時金をお支払いします。

※「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定めるもの（注）をいいます。

（注）療養を受けた日現在、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める病院または診療所において行われるものに限ります。また、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養を除きます。

**悪性新生物診断保険金**…「悪性新生物」と診断されたとき、入院の有無にかかわらず一時金としてお支払いします。

## 女性専用プラン

上記に加え、以下の補償をプラスしたタイプです。

**がん女性特定手術保険金**…女性特有のがんで以下の手術を受けられたとき、1回につきお支払いします。「乳房切除術（乳房の皮膚全層および皮下組織を合わせて切除する手術をいいます。ただし、生検を除きます。）」、「子宮全摘除術」、「両側卵巢全摘除術」

## 基本プラン

### 加入コースCC



(保険料:月額、保険期間:1年)

補償項目	保険金額・保険料					
	ご本人		配偶者		お子さま	
がん診断保険金額	100万円		60万円		60万円	
がん入院保険金日額	10,000円		6,000円		6,000円	
がん手術保険金額	10・20・40万円		6・12・24万円		6・12・24万円	
がん放射線治療保険金額	10万円		6万円		6万円	
がん退院後療養保険金額	10万円		6万円		6万円	
がん通院保険金日額	5,000円		3,000円		3,000円	
がん特定手術保険金額	100万円		—		—	
がん葬祭費用保険金額	100万円		—		—	
がん先進医療保険金額	500万円		500万円		500万円	
悪性新生物診断保険金額	100万円		—		—	
ご本人のご加入時年齢	本人型(ご本人のみ)		夫婦型(ご本人+配偶者)		家族型(ご本人+配偶者+お子さま)	
	初年度保険料	継続年度保険料	初年度保険料	継続年度保険料	初年度保険料	継続年度保険料
5歳～9歳	390円	520円	—	—	—	—
10歳～14歳	380円	530円	—	—	—	—
15歳～19歳	310円	420円	460円	610円	770円	1,040円
20歳～24歳	300円	400円	460円	600円	770円	1,030円
25歳～29歳	370円	510円	560円	770円	870円	1,200円
30歳～34歳	580円	760円	870円	1,130円	1,180円	1,560円
35歳～39歳	820円	1,080円	1,190円	1,570円	1,500円	2,000円
40歳～44歳	1,250円	1,650円	1,780円	2,360円	2,090円	2,790円
45歳～49歳	1,810円	2,390円	2,530円	3,360円	2,840円	3,790円
50歳～54歳	2,760円	3,710円	3,840円	5,170円	4,150円	5,600円
55歳～59歳	4,240円	5,660円	5,850円	7,830円	6,160円	8,260円
60歳～64歳	5,880円	7,870円	8,160円	10,940円	8,470円	11,370円

※【家族型】または【夫婦型】は、配偶者の年齢が被保険者ご本人の年齢+5歳以内であればご加入できます。(6歳以上上回る場合は【家族型】または【夫婦型】とすることができません。)

※配偶者は満18歳以上の方が対象となります。

※お子さまは満23歳未満の方が対象になります。また、年齢や人数に関わらず保険料は一律となります。

※【ご本人+お子さま型】の場合は、【本人型】に初年度は310円、継続年度は430円を加算してください。

## 女性プラン

### 加入コースCD



～女性のための専用プランです～

(保険料:月額、保険期間:1年)

補償項目	保険金額・保険料	
	ご本人	
がん診断保険金額	100万円	
がん入院保険金日額	10,000円	
がん手術保険金額	10・20・40万円	
がん放射線治療保険金額	10万円	
がん退院後療養保険金額	10万円	
がん通院保険金日額	5,000円	
がん女性特定手術保険金額	100万円	
がん特定手術保険金額	100万円	
がん葬祭費用保険金額	100万円	
がん先進医療保険金額	500万円	
悪性新生物診断保険金額	100万円	
ご加入時年齢	本人型(ご本人のみ)	
	初年度保険料	継続年度保険料
5歳～9歳	400円	540円
10歳～14歳	400円	560円
15歳～19歳	340円	460円
20歳～24歳	330円	440円
25歳～29歳	410円	560円
30歳～34歳	690円	910円
35歳～39歳	960円	1,270円
40歳～44歳	1,530円	2,020円
45歳～49歳	2,180円	2,880円
50歳～54歳	3,110円	4,180円
55歳～59歳	4,590円	6,130円
60歳～64歳	6,260円	8,380円

※女性プランは【本人型】のみとなります。

この団体契約は、前年度の被保険者(保険の補償を受けられる方)数が1000名以上であったことにより、20%の団体割引を適用しています。今年度の被保険者数が1000名に満たなかった場合には翌年度の保険料が変更となります。また今年度は損害率による割引の適用はありません。

## がん保険 保険金のお支払いについて

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払い額
がん診断保険金 (主契約)	被保険者(保険の補償を受けられる方)が保険期間中に次のいずれかに該当されたとき ①初めてがんと診断確定されたとき ②継続契約の場合で、初年度契約から継続前契約までの連続した保険期間中にすでに診断確定されたがん(以下「原発がん」といいます。)を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ③原発がんが生じた後に、その原発がんとは関係ない新たながんが生じたと診断確定されたとき (注)がん診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回を限度とします。なお、継続契約の場合において、すでにがん診断保険金が支払われることになった最終の診断確定日からその日を含めて1年以内に新たにがんと診断確定されても保険金はお支払いできません。	がん診断保険金額
がん入院保険金 (主契約)	被保険者が診断確定されたがんの治療を直接の目的として、保険期間中に病院または診療所に入院されたとき	がん入院保険金日額 ×入院日数
がん手術保険金 (主契約)	被保険者が診断確定されたがんの治療を直接の目的として、保険期間中に病院または診療所で所定の手術を受けられたとき (注)時期を同じくして2つ以上の手術を受けられた場合、倍率の高いいずれか1つの手術のみ対象となります。また手術の種類によっては回数に制限があります。	手術の種類により、 がん入院保険金日額 ×倍率 (10倍・20倍・40倍)
がん放射線治療保険金 (主契約)	被保険者ががんと診断確定され、病院または診療所において、次の①・②のいずれにも該当する放射線治療を受けられたとき ①診断確定されたがんを直接の原因として、そのがんの治療を直接の目的とする放射線治療であること ②この保険契約の保険期間中に行われた放射線治療であること (注)施術の開始日から60日の間に1回の支払を限度とします。	がん入院保険金日額 ×10倍
がん退院後療養保険金 (主契約)	被保険者が、がん入院保険金の支払対象となる20日以上継続した入院をされた後、生存して退院されたとき	がん退院後療養保険金額
がん通院保険金 (主契約) + がん通院保険金の支払事由変更に関する特約	被保険者が、診断確定されたがんを直接の原因として、次の条件を全て満たす通院をされたとき ①がん入院保険金の支払われる入院をされたこと ②上記①の入院の原因となったがんの治療を受けることを直接の目的とした通院(往診も含みます。)であること ③入院日の前日からその日を含めて遡及して60日以内または退院日の翌日からその日を含めて180日以内の期間に行われた通院であること	がん通院保険金日額 ×通院日数(1入院 についての支払限度 は60日です。)
がん女性特定手術保険金 (特約)	がん手術保険金の支払われる場合に、被保険者が原因となったがんの治療を直接の目的として、病院または診療所で所定のがん女性特定手術を受けられたとき (注1)がん女性特定手術とは、「乳房切除術*」、「子宮全摘除術」、「両側卵巣全摘除術」をいいます。 *乳房の皮膚全層および皮下組織を合わせて切除する手術をいいます。ただし、生検を除きます。 (注2)時期を同じくして2つ以上のがん女性特定手術を受けられた場合、いずれか1つのがん女性特定手術のみ対象となります。	がん女性特定手術保険金額
がん特定手術保険金 (特約)	がん手術保険金の支払われる場合に、被保険者が原因となったがんの治療を直接の目的として、病院または診療所で所定のがん特定手術を受けられたとき (注1)がん特定手術とは、胃全摘除術、片側肺全摘除術、食道全摘除術、片側腎全摘除術、膀胱全摘除術、人工肛門造設術、喉頭全摘除術(発声機能の喪失を伴うもの)に限ります。)、四肢切断術(手指・足指を除きます。)をいいます。 (注2)時期を同じくして2つ以上のがん特定手術を受けられた場合、いずれか1つのがん特定手術のみ対象となります。	がん特定手術保険金額
がん葬祭費用保険金 (特約)	被保険者が、がんと診断確定され、保険期間中にその診断確定されたがんを直接の原因として死亡された場合において、被保険者の親族が葬祭費用を負担されたとき	負担された葬祭費用の額(がん葬祭費用保険金額を限度とします。)
がん先進医療保険金 (がん先進医療特約)	被保険者が、診断確定されたがんの治療を直接の目的として、保険期間中に日本国内で先進医療による療養を受けられたとき (注)同一の先進医療による療養を複数回にわたって受けられた場合には、最初にその療養を受けた日に支払事由に該当したものとみなします。	先進医療にかかわる技術料(※)と同額(1回の先進医療につき500万円を限度とします。)
がん先進医療一時金 (がん先進医療特約)	がん先進医療保険金がお支払われるとき	5万円
悪性新生物診断保険金 (特約)	被保険者が保険期間中に次のいずれかに該当されたとき ①初めて悪性新生物と診断確定されたとき ②継続契約の場合で、初年度契約から継続前契約まで連続した保険期間中にすでに診断確定された悪性新生物(以下「原発の悪性新生物」といいます。)を治療したことにより、悪性新生物が認められない状態となり、その後初めて悪性新生物が再発または転移したと診断確定されたとき ③原発の悪性新生物が生じた後に、その原発の悪性新生物とは関係ない新たな悪性新生物が生じたと診断確定されたとき (注)悪性新生物診断保険金のお支払いは、保険期間を通じ1回を限度とします。なお、継続契約の場合において、すでに悪性新生物診断保険金がお支払われることになった最終の診断確定日からその日を含めて1年以内に新たに悪性新生物と診断確定されても保険金はお支払いできません。	悪性新生物診断保険金額

(※)次のア～オに掲げる費用等、先進医療に係る技術料以外の費用は含まれません。

ア. 「公的医療保険制度」にもとづき給付の対象となる費用。この費用には自己負担分を含みます。

イ. 先進医療以外の評価療養のための費用 ウ. 選定療養のための費用 エ. 食事療養のための費用 オ. 生活療養のための費用

\* 悪性新生物診断保険金特約は、悪性新生物と診断確定された時が、初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前である場合は、特約は無効となります。

\* 保険金をご請求いただいた場合、医師の作成した共栄火災所定の診断書の提出を求めることがあります。

### 保険金をお支払いできない主な場合

\* がんと診断確定された時が、初年度契約の保険期間の初日からその日を含め90日を経過した日の翌日の午前0時より前である場合は、上記の各保険金はお支払いできません。

など

## ご加入の際、ご加入後のご注意

### ■補償の重複について

「がん葬祭費用」の補償につきましては、「同様の補償を行う他の保険契約（共済契約を含みます。）、特約」がある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額を確認のうえ、ご加入ください。

### ■告知義務（ご加入時に共栄火災に重要な事項を申し出いただく義務）

ご加入に際し、共栄火災が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、保険を解除させていただきますことがあります。また、その場合、すでに発生している保険金の支払事由について保険金をお支払いできないことがあります。この保険では加入依頼（申込）書に★印が付された項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

### ■ご加入後に契約内容に変更が生じた場合に共栄火災に連絡していただく事項

ご加入後に次のようなことが生じた場合は、取扱代理店または共栄火災へご通知ください。  
・加入者が加入者証記載の住所または通知先を変更したとき

### ■保険契約の無効

ご加入者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的を持って保険に加入された場合は、保険は無効となります。この場合は、保険料は返還しません。

### ■生命保険料控除

この保険契約の保険料のうち、所定の額については、生命保険料控除（介護医療保険料控除）の対象となります（平成30年6月現在）。なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますのでご注意ください。

### ■クーリングオフについて

この団体契約につきましては、加入のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）ができませんのでご注意ください。

### ■保険金について

生命保険、健康保険、労災保険、自賠責保険などの給付とは関係なく保険金をお支払いします。

### ■代理請求制度について

～ご家族の方にも保険の加入内容についてお知らせください。～  
この保険では、被保険者（保険の補償を受けられる方）が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居する配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。  
万一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお伝えいただきますようお願いいたします。

### 保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、カスタマーセンターまでご連絡ください。

カスタマーセンター 0120-719-112（通話料無料）

【受付時間】 平日 午前9:00～午後6:00

お申し出の内容に応じて、取扱代理店、共栄火災営業店・損害サービス課・損害サービスセンターへお取り次ぎする場合がございます。

### 保険金の支払事由に該当したら・・・

すみやかに取扱代理店もしくは下記までご連絡ください。

なお、ご通知が遅れますと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

24時間事故受付サービス「あんしんほっとライン」

0120-044-077（通話料無料）

## お申し込み方法

加入依頼書：「記載例」を参考にご記入のうえ、押印してください。

提出先：貴事業所関係を取り纏めている部署を経由して返信用封筒にて送付してください。

保険料の支払い：平成30年10月の給与より控除させていただきます。  
からご指定の口座からの引落しとなります。

**ご提出締切日 平成30年8月3日（金）**

**保険期間 平成30年9月1日 午後4時より1年間**

このご案内はがん保険（1年契約用）の概要を説明したものです。ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。ご加入の際には、必ず「重要事項説明書」をお読みください。また、詳しい内容をまとめた約款冊子（ご契約のしおり・普通保険約款・特約）をご用意しておりますので、ご希望の場合は取扱代理店または共栄火災営業店にご請求ください。

### 〔取扱代理店〕

#### 農林弘済サービス株式会社

〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13

TEL:03-3560-5977

FAX:03-3560-5978

営業時間:午前9:30～午後5:30

### 〔引受保険会社〕

#### 共栄火災海上保険株式会社

農林水産部 営業第一課

〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

TEL:03-3504-2337

営業時間:午前9:00～午後4:45

http://www.kyoeikasai.co.jp

